

岩手県告示第416号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
[略]		[略]	
保健福祉部	地域支援事業交付金 [略] ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 未熟児養育医療給付費負担金 [略] 予防接種事故対策費負担金	保健福祉部	<u>重層的支援体制整備事業市町村交付金</u> 地域支援事業交付金 [略] ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 <u>特定不妊治療費助成金</u> <u>不育症検査費助成金</u> 未熟児養育医療給付費負担金 [略] 予防接種事故対策費負担金 <u>若年がん患者等妊よう性温存費用助成金</u>
商工労働観光部	[略] 地域なりわい再生緊急対策交付金 観光宿泊施設経営継続支援交付金	商工労働観光部	[略] 地域なりわい再生緊急対策交付金 <u>特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金</u> 観光宿泊施設経営継続支援交付金
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			